

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年9月30日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器連続洗浄装置(A1)において、洗浄用ボール回収率の低下が認められたため、貝分離装置及び配管を清掃。	D	
2	1号機	66kV送電線(2号)しゃ断器現場表示灯のランプ交換時、仕様の違うランプを取付けてランプを破損させたため、対応検討。	C	
3	1号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備清水膨張タンク補給水ラインドレン弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	
4	1号機	ホウ酸水注入系ポンプ(A,B)において、グランドパッキンリークドレン配管の詰まりにより結露水及び腐食の発生が認められたため、当該ドレン配管を清掃。	D	
5	1号機	ホウ酸水注入系ポンプグランドパッキンリークドレン弁において、開固着が認められたため、当該ドレン弁を点検。	D	
6	2号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給装置海水ストレーナ差圧計において、指示値不良(ハンチング事象及びゼロ点ずれ)が認められたため、当該計器及び検出配管を点検。	D	
7	2号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給装置電解鉄イオン供給ポンプベント弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	
8	4号機	復水脱塩装置洗浄用空気圧力調整弁バイパス弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	
9	その他	一次水処理設備ろ過水タンクNo.2点検時、タンク内底部に腐食(塗装剥離による錆発生)が認められたため、当該箇所を補修。	D	
10	その他	一次水処理設備ろ過水タンクNo.2点検時、No.1タンクとの連絡弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電 話 0240-30-7802